

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
4	土木課	R4.8.1	浸水対策事業 狷師ポンプ場施設整備工事	引込受電盤取替 N=1面 主変圧器盤取替 N=1面	1	R4.8.5	株式会社 鶴見製作所 中部支店	愛知県名古屋市中村区牛田通2丁目19番地	42,724,000	40,920,000	国土交通省及び農林水産省の標準利用年数によると、監視操作制御設備の耐用年数は20年となっているが、本機場は納入年から31年経過し、電氣盤の故障が発生しやすい状態にあり、故障した場合ポンプ場としての機能が停止してしまうことから電氣設備の更新を行う。現在設置している電氣設備は、既存ポンプが不具合なく稼働できるよう設計されていることから、株式会社鶴見製作所中部支店以外の電氣設備を設置した場合、既存施設に支障や変更を生じる恐れがある。また、故障によるポンプ停止時における施設の修繕や責任の所在も不明確になることから、当該施設の構造や機能に精通している同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2項により随意契約とした。	有	
4	土木課	R4.9.28	普通河川毛谷川河川災害復旧工事	施工延長 L=9.3m 盛土 V=18m3 大型土のう工 N=14袋 掛樋工 N=1式	1	R4.9.28	株式会社 中建	三重県松阪市上川町2278-1	1,678,600	1,626,900	令和4年9月23日～24日の台風15号による豪雨で、松阪市豊原町地内の普通河川毛谷川において護岸が決壊する被害を受けたことにより、近接する家屋の基礎部まで護岸が崩れており、家屋倒壊の二次被害の恐れが考えられる状況にある。そのため、応急工事を早急に進めなければならないことから、当該施工箇所の近接業者であり、緊急に対応が可能である株式会社中建と地方自治法施行令第167条の2第1項第5項により随意契約とした。	無	
4	土木課	R4.10.20	きずな橋点検業務委託	橋梁点検業務 ロープアクセス点検 N=1橋	1	R4.10.20	株式会社明和プラテック	三重県松阪市中万町81番地	1,615,900	1,615,900	きずな橋は櫛田川に架かる吊り橋であり、市道や赤道に架かる橋梁ではないため法定点検の対象外の橋梁であるが、不特定多数が利用できるため、橋梁点検を実施し、安全点検を行う必要がある。直営にて目視で点検を行った結果、ワイヤー連結部に錆が確認されたことから、劣化や損傷が進行すると第三者被害が発生する恐れがあるため、早期に橋全体の劣化や損傷の状況を把握する必要がある。吊り橋構造の橋梁であることから、ワイヤーバンドやボルト等の接合部を近接目視で点検するには、ロープアクセスで点検を行う必要がある。現在、令和4年度松阪市橋梁点検委託(その1)を受注している業者へ業務を依頼することにより迅速な対応が可能であり、有利な価格で契約を締結できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5項により随意契約とした。	無	
4	土木課	R4.10.7	松阪市第一分館前観光トイレ新築工事	屋外公衆トイレ1棟 (鉄筋コンクリート造、床面積 25.53m2)	1	R4.10.31	トーヨーマテラン株式会社	愛知県春日井市明知町1512番地	44,000,000	44,000,000	令和4年8月10日に公告を行い、公募型プロポーザル方式によるトイレ施工業者の募集を行った結果、1社が参加し、審査委員会を10月7日に開催し、審査を行った結果、トーヨーマテラン株式会社を第一契約候補者と決定した。入札及び契約審査会において承認を得たことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項によりトーヨーマテラン株式会社と随意契約とした。	有	
4	土木課	R5.1.26	総合運動公園多目的施設棟 北館・東館・西館附帯工事業務委託	ウッドデッキ工事 北館洋室シンク工事 浄化槽工事 屋外給排水工事 残土処理	1	R5.1.26	株式会社 一条工務店	東京都江東区木場5丁目10-10	8,776,823	8,776,823	株式会社一条工務店から寄付されるモバイル住宅は、地方創生総合戦略及び地域再生計画に基づき、企業版ふるさと納税を活用し、普段は地方創生を目的としたスポーツ施設として利用する。当事業で寄付いただくのはモバイル住宅のみであり、モバイル住宅周辺の附帯工事は市の費用負担となる。本工事と密接に関連する工事であり、同社と工事委託契約を締結し一括して施工することで、瑕疵担保責任が明確になることや、工期の短縮、経費の節減が確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6項により随意契約とした。	有	